

農用地利用集積促進事業実施要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">農用地利用集積促進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成20年4月1日 農第3003-1号 改正 平成21年4月1日 農第30193-3号 改正 平成22年4月1日 農第30193-4号 <u>改正 平成24年4月2日 農第30193-1号</u></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容 認定農業者に対する利用権の設定を<u>新たに</u>行った者又は受けた認定農業者に奨励金を交付し、認定農業者の育成・確保、優良農用地の効率的利用の促進及び耕作放棄地化を防止する。</p> <p>第3～8 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、平成24年4月1日から一部を改正し施行する。</u></p> <p>別記</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 奨励金の交付対象者 次の要件を満たす認定農業者へ「第3の交付対象農用地利用集積方策」により<u>新たに</u>「利用権の設定」を行った場合、それを行った者又は受けた認定農業者のいずれかとし、その選定は、市町村長が行う。</p> <p>1 [略] [削る]</p>	<p style="text-align: center;">農用地利用集積促進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成20年4月1日 農第3003-1号 改正 平成21年4月1日 農第30193-3号 改正 平成22年4月1日 農第30193-4号</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容 認定農業者に対する利用権の設定<u>又は農作業受委託の契約を</u>行った者又は受けた認定農業者に奨励金を交付し、認定農業者の育成・確保、優良農用地の効率的利用の促進及び耕作放棄地化を防止する。</p> <p>第3～8 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>別記</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 奨励金の交付対象者 次の要件を満たす認定農業者へ「第3の交付対象農用地利用集積方策」により「利用権の設定<u>又は農作業受委託の契約（以下「利用権設定等」という。）</u>」を行った場合、それを行った者又は受けた認定農業者のいずれかとし、その選定は、市町村長が行う。</p> <p>1 [略] <u>2 「農作業受委託の契約を受ける者」の要件</u> <u>認定農業者であって、かつ、当該計画において経営耕地面積の拡大又は農作業受委託により規模拡大を行うこととしていること。</u></p>

新	旧																													
<p>第3 交付対象農用地利用集積方策 奨励金の交付対象は、次の利用権<u>の</u>設定とする。 ただし、表1に該当する場合には、奨励金を交付しないこととする。</p> <p>1 [略] 2 [削る]</p> <p><u>2</u> 集積対象期間 本事業の対象となる集積期間は、事業実施の前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日までの間に利用権の設定が行われていることとする。</p> <p>第4 奨励金の額 1 奨励金の単価 [奨励金の上限単価（10a当たり）] (基本額)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賃借権の存続期間</th> <th colspan="2">利用権設定</th> </tr> <tr> <th>通年借地</th> <th>期間借地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 奨励金の額の算定 奨励金の交付対象者別に、奨励金の交付対象となる利用権の設定に係る農用地の1筆毎の面積（10平方メートル未満を切り捨てる。以下同じ。）に上記1による10a当たりの単価を乗じて得た金額を合計することにより行うものとする。</p> <p>第5 奨励金の交付手続き 1 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金の交付対象となる利用権の設定をした日の属する年の12月31日までに奨励金の交付対象となる農用地の所在地の市町村長に奨励金の交付申請を行うものとする。 2～3 [略]</p>	賃借権の存続期間	利用権設定		通年借地	期間借地	6年以上10年未満	4,000	2,000	10年以上	6,000	4,000	<p>第3 交付対象農用地利用集積方策 奨励金の交付対象は、次の利用権設定<u>等</u>とする。 ただし、表1に該当する場合には、奨励金を交付しないことと<u>し、前項2の要件を満たす者については、表1の2の場合であっても交付対象とする。</u></p> <p>1 [略] <u>2 農作業受委託</u> <u>同一生産行程における次の基幹3作業以上を受託することが文書により明らかになっている農作業受委託の契約</u> <u>(1) 稲については、耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀</u> <u>(2) 麦、大豆については、耕起・整地、播種、収穫</u> <u>(3) その他の作物にあつては、ア及びイに準ずる農作業とする。</u></p> <p><u>3</u> 集積対象期間 本事業の対象となる集積期間は、事業実施の前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日までの間に利用権の設定<u>等</u>が行われていることとする。</p> <p>第4 奨励金の額 1 奨励金の単価 [奨励金の上限単価（10a当たり）] (基本額)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賃借権の存続期間</th> <th colspan="2">利用権設定</th> <th rowspan="2"><u>農作業受委託</u></th> </tr> <tr> <th>通年借地</th> <th>期間借地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>新規設定</u></td> <td style="text-align: center;"><u>再設定</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新規設定</u></td> </tr> <tr> <td>6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000</u></td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> <td style="text-align: center;"><u>4,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 奨励金の額の算定 奨励金の交付対象者別に、奨励金の交付対象となる利用権の設定<u>等</u>に係る農用地の1筆毎の面積（10平方メートル未満を切り捨てる。以下同じ。）に上記1による10a当たりの単価を乗じて得た金額を合計することにより行うものとする。</p> <p>第5 奨励金の交付手続き 1 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金の交付対象となる利用権の設定<u>等</u>をした日の属する年の12月31日までに奨励金の交付対象となる農用地の所在地の市町村長に奨励金の交付申請を行うものとする。 2～3 [略]</p>	賃借権の存続期間	利用権設定		<u>農作業受委託</u>	通年借地	期間借地		<u>新規設定</u>	<u>再設定</u>	<u>新規設定</u>	6年以上10年未満	4,000	<u>2,000</u>	2,000	10年以上	6,000	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>
賃借権の存続期間		利用権設定																												
	通年借地	期間借地																												
6年以上10年未満	4,000	2,000																												
10年以上	6,000	4,000																												
賃借権の存続期間	利用権設定		<u>農作業受委託</u>																											
	通年借地	期間借地																												
	<u>新規設定</u>	<u>再設定</u>	<u>新規設定</u>																											
6年以上10年未満	4,000	<u>2,000</u>	2,000																											
10年以上	6,000	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>																											

新	旧
<p>第6 奨励金の返還手続き 〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 奨励金の交付対象となった農用地に係る賃借権の存続期間満了前にその農用地の返還を受けた又は行ったとき。ただし、次の各号に該当する場合を除く。</p> <p>(1)～(2) 〔略〕</p> <p>(3) 利用権の設定を受けた者の死亡等による場合</p> <p>(4)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 国の<u>戸別所得補償経営安定推進事業</u>を実施するにあたり、面的な集積を行うために他の者へ継続して利用権の設定を行う場合。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第7 他の制度との調整等 利用権設定により農地を借り受ける者が、耕作放棄地再生活動対策により奨励金の交付を受ける場合、本事業との重複受給はできないものとする。 ただし、利用権の設定者が、本事業により奨励金の交付を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>表1 奨励金を交付しない場合</p>	<p>第6 奨励金の返還手続き 〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 奨励金の交付対象となった農用地に係る賃借権<u>及び農作業受委託の契約</u>の存続期間満了前にその農用地の返還を受けた又は行ったとき。ただし、次の各号に該当する場合を除く。</p> <p>(1)～(2) 〔略〕</p> <p>(3) 利用権の設定<u>等</u>を受けた者の死亡等による場合</p> <p>(4)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 国の<u>農地確保・利用支援事業</u>を実施するにあたり、面的な集積を行うために他の者へ継続して利用権の設定<u>等</u>を行う場合。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第7 他の制度との調整等 利用権設定<u>等</u>により農地を借り受ける者が、耕作放棄地再生活動対策により奨励金の交付を受ける場合、本事業との重複受給はできないものとする。 ただし、利用権<u>等</u>の設定者が、本事業により奨励金の交付を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>表1 奨励金を交付しない場合 <u>(利用権の再設定を受ける認定農業者については、1の項は除外される。)</u></p>
<p>1 次に掲げる推進費等が交付されたことがある農用地について、利用権の設定をする場合</p> <p>(1) <u>農用地利用集積促進事業実施要領（平成20年4月1日付け農第3003-1号）に基づく農用地利用集積促進奨励金</u></p> <p>(2) 農業農村応援事業実施要領（平成15年3月31日付け農第347-1号）の別記「農業農村応援事業実施基準」に基づく農用地利用集積促進奨励金</p> <p>(3) 群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施要領（平成13年4月1日付け農第770号）の別記「群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農用地高度利用促進奨励金</p> <p>(4) 群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施要領（平成10年4月1日付け農第14号）の別記群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施基準に基づく農地利用集積促進奨励金</p> <p>(5) 群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施要領（平成7年4月1日付け農第35号）の別記「群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農地有効利用奨励金</p> <p>(6) 先導的利用集積事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改B第451号農林水産事務次官依命通知）の別記「先導的利用集積事業実施基準」に基づく先導的利用集積促進費</p>	<p>1 次に掲げる推進費等が交付されたことがある農用地について、利用権の設定<u>等</u>をする場合</p> <p>(1) 農業農村応援事業実施要領（平成15年3月31日付け農第347-1号）の別記「農業農村応援事業実施基準」に基づく農用地利用集積促進奨励金</p> <p>(2) 群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施要領（平成13年4月1日付け農第770号）の別記「群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農用地高度利用促進奨励金</p> <p>(3) 群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施要領（平成10年4月1日付け農第14号）の別記群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施基準に基づく農地利用集積促進奨励金</p> <p>(4) 群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施要領（平成7年4月1日付け農第35号）の別記「群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農地有効利用奨励金</p> <p>(5) 先導的利用集積事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改B第451号農林水産事務次官依命通知）の別記「先導的利用集積事業実施基準」に基づく先導的利用集積促進費</p> <p>(6) その他類似事業の実施による推進費等</p>

新	旧
<p><u>(7)</u> その他類似事業の実施による推進費等</p> <p>2 利用権の設定を受ける者が賃貸人の世帯員である場合</p> <p>3 構成員が同一世帯員のみで構成されている農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）に、その構成員（その世帯員を含む。）が利用権の設定をする場合</p> <p>4 農業生産法人の事業に常時従事している者又は農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役（その世帯員を含む。）が当該農業生産法人に利用権の設定をする場合</p> <p>5 利用権の設定の対象となる農用地が農地保有合理化事業（県農業公社が行うものに限る。）による小作料の一括前払いの対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合</p> <p>6 利用権の設定の対象となる農用地が、借賃の一括払いのため農業近代化資金、農業改良資金、日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金）の貸付け対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合</p>	<p>2 利用権の設定<u>等</u>を受ける者が賃貸人の世帯員である場合</p> <p>3 構成員が同一世帯員のみで構成されている農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）に、その構成員（その世帯員を含む。）が利用権の設定<u>等</u>をする場合</p> <p>4 農業生産法人の事業に常時従事している者又は農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役（その世帯員を含む。）が当該農業生産法人に利用権の設定<u>等</u>をする場合</p> <p>5 利用権の設定<u>等</u>の対象となる農用地が農地保有合理化事業（県農業公社が行うものに限る。）による小作料の一括前払いの対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合</p> <p>6 利用権の設定<u>等</u>の対象となる農用地が、借賃の一括払いのため農業近代化資金、農業改良資金、日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金）の貸付け対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合</p>
<p>様式第1号</p> <p>平成〇〇年度農用地利用集積促進事業実施計画（実績報告）書</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 実施計画</p>	<p>様式第1号</p> <p>平成〇〇年度農用地利用集積促進事業実施計画（実績報告）書</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 実施計画</p>

新						
区 分	受 益		事業量	事業費(円)	負担区分(円)	
	戸数	面積(a)			県	市町村
(農用地利用集積促進)						
〈内訳〉 通年借地 ・新規 6～9年 10年以上						
期間借地 ・新規 6～9年 10年以上						
合計						

旧						
区 分	受 益		事業量	事業費(円)	負担区分(円)	
	戸数	面積(a)			県	市町村
(農用地利用集積促進)						
〈内訳〉 通年借地 ・新規 6～9年 10年以上 ・再設定 6～9年 10年以上						
期間借地 ・新規 6～9年 10年以上						
農作業受委託 ・新規 6～9年 10年以上						
合計						

利用集積方策名	6～9年		10年以上		合計	
	交付対象 面積	交付対象 人員	交付対象 面積	交付対象 人員	交付対象 面積	交付対象 人員
利用権設定等 促進事業	() a	() 人	() a	() 人	() a	() 人
農地移動適正化 斡旋事業	() a	() 人	() a	() 人	() a	() 人
農地保有 合理化事業	() a	() 人	() a	() 人	() a	() 人
合 計						

(注1) () 内は期間借地に係るもので内数とすること。
(注2) 小数点第2位以下は切り捨てること。

利用集積方策名	6～9年		10年以上		合計	
	交付対象 面積	交付対象 人員	交付対象 面積	交付対象 人員	交付対象 面積	交付対象 人員
利用権設定等 促進事業	() a	() 人	() a	() 人	() a	() 人
新規設定	()	()	()	()	()	()
再設定	()	()	()	()	()	()
農地移動適正化 斡旋事業	() a	() 人	() a	() 人	() a	() 人
新規設定	()	()	()	()	()	()
再設定	()	()	()	()	()	()
農地保有 合理化事業	() a	() 人	() a	() 人	() a	() 人
新規設定	()	()	()	()	()	()
再設定	()	()	()	()	()	()
農作業受委託						
新規設定						
合 計						

(注1) () 内は期間借地に係るもので内数とすること。
(注2) 小数点第2位以下は切り捨てること。

新	旧
<p>3 添付資料 （1）実績報告にあつては、利用権設定通知書等の農用地が集積されたことを証する書類の写し。</p> <p>様式第2～4号 〔略〕</p>	<p>3 添付資料 （1）実績報告にあつては、利用権設定通知書 <u>又は農作業受委託契約書</u>等の農用地が集積されたことを証する書類の写し。</p> <p>様式第2～4号 〔略〕</p>